

下水道法・関市下水道条例による排水規制

(平成25年4月作成)

除害施設の設置義務規定

特定事業場の直罰規定

【義務違反の場合】

除害施設の設置義務
条例第17条の2

除害施設の設置義務
条例第17条の3

条例第17条の2 (政令第9条)
単位: mg/L (温度・pHを除く)

1 温度	45℃未満
2 水素イオン濃度	5を超え9未満
3 ノルマルヘキサン抽出物質	
鉱油類	5
動植物油類	30
4 汚濁消費量	220未満

条例第17条の3 (政令第9条の10)
単位: mg/L (ダイオキシン類を除く)

①有害物質

1 カドミウム	0.1
2 シアン	1
3 有機燐	1
4 鉛及び	0.1
5 六価クロム	0.5
6 砒素	0.1
7 総水銀	0.005
8 アルキル水銀	検出されず
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003
10 トリクロロエチレン	0.3
11 テトラクロロエチレン	0.1
12 ジクロロメタン	0.2
13 四塩化炭素	0.02
14 1・2-ジクロロエタン	0.04
15 1・1-ジクロロエチレン	1
16 シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4
17 1・1・1-トリクロロエタン	3
18 1・1・2-トリクロロエタン	0.06
19 1・3-ジクロロプロペン	0.02
20 チラウム	0.06
21 シマジン	0.03
22 チオベンカルブ	0.2
23 ベンゼン	0.1
24 セレン	0.1
25 ほう素	10
26 ふっ素	8
27 1・4-ジオキサン	0.5
28 ダイオキシン類*	10pg-TEQ/L

*ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の特
定施設(水質基準対象施設)を設置する事業場に適用。

【基準超過の場合】

②環境項目

1 フェノール類	5
2 銅	3
3 亜鉛	2
4 鉄(溶解性)	10
5 マンガン(溶解性)	10
6 クロム	2

【基準超過の場合】

改善命令等
条例第28条

【命令違反の場合】

罰則
法第46条

【基準超過の場合】

罰則
法第46条の2

【基準超過の場合】

改善命令等
法第37条の2

【命令違反の場合】

罰則
法第46条

条例第17条の3 (政令第9条の11)
単位: mg/L (温度・pHを除く)

1 温度	45℃未満
2 水素イオン濃度	5を超え9未満
3 生物化学的酸素要求量	600未満
4 浮遊物質	600未満
5 ノルマルヘキサン抽出物質	
鉱油類	5
動植物油類	30
6 窒素含有量	240
7 炭含有量	32

施設の機能に
障害損傷を
与える下水
法第12条

下水道法第8条
の下水処理場の
放流水の基準に
悪影響を与える
下水
法第12条の11

直罰規定ではなく、
除害施設の設置義務
の規定(有害物質の
項目を除く)

すべての排出者

特定事業場ですか

排除の制限が適用
される下水
法第12条の2第1項

排水量により、排
除の制限が適用さ
れる下水
法第12条の2第1項

平均排水量
50m³/日以上

水質の測定とその記録
法第12条の12 (規則第15条)

特定施設の設置者は、下水の水質を測定し、結果を記録してください。記録の保存期間は5年間です。

測定項目	測定回数
pH・温度	1日に1回以上
BOD	14日に1回以上
ダイオキシン類	1年に1回以上
その他の項目	7日に1回以上

政令第9条の4 (全国一律基準)
単位: mg/L (ダイオキシン類を除く)

①有害物質

1 カドミウム	0.1
2 シアン	1
3 有機燐	1
4 鉛及び	0.1
5 六価クロム	0.5
6 砒素	0.1
7 総水銀	0.005
8 アルキル水銀	検出されず
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003
10 トリクロロエチレン	0.3
11 テトラクロロエチレン	0.1
12 ジクロロメタン	0.2
13 四塩化炭素	0.02
14 1・2-ジクロロエタン	0.04
15 1・1-ジクロロエチレン	1
16 シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4
17 1・1・1-トリクロロエタン	3
18 1・1・2-トリクロロエタン	0.06
19 1・3-ジクロロプロペン	0.02
20 チラウム	0.06
21 シマジン	0.03
22 チオベンカルブ	0.2
23 ベンゼン	0.1
24 セレン	0.1
25 ほう素	10
26 ふっ素	8
27 1・4-ジオキサン	0.5
28 ダイオキシン類*	10pg-TEQ/L

*ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の特
定施設(水質基準対象施設)を設置する事業場に適用。

②環境項目

平均排水量50m ³ /日以下は、政令第9条の3第1項第1号から、排水基準を定める省令(昭和46年6月21日)別表第2の基準により直罰規定の適用除外。	
1 フェノール類	5
2 銅	3
3 亜鉛	2
4 鉄(溶解性)	10
5 マンガン(溶解性)	10
6 クロム	2

条例第17条(政令第9条の5)
単位: mg/L (温度・pHを除く)

平均排水量50m³/日以下は、政令第9条の6第1項第1号及び同2号から、排水基準を定める省令(昭和46年6月21日)別表第2の基準により直罰規定の適用除外。

1 温度	45℃未満
2 水素イオン濃度	5を超え9未満
3 生物化学的酸素要求量	600未満
4 浮遊物質	600未満
5 ノルマルヘキサン抽出物質	
鉱油類	5
動植物油類	30
6 窒素含有量	240
7 炭含有量	32

罰則
法第46条の2

改善命令等
法第37条の2

罰則
法第46条